

令和4年度 第2回 熊谷市同和対策審議会会議次第

日 時：令和5年2月15日（水）午後2時～

場 所：熊谷市議会 第1委員会室

1 開 会

2 委嘱状の交付

3 会長挨拶

4 議 題

（1）熊谷市同和行政基本方針(案)及び熊谷市人権施策推進指針(案)について

（2）その他

5 閉 会

熊谷市同和对策審議会委員名簿

令和5年2月15日現在

NO	組織構成	氏名	備考
1	市議会議員	腰塚 菜穂子	
2	市議会議員	鈴木 理裕	会長
3	知識経験者	池田 三男	
4	知識経験者	小野寺 一規	
5	知識経験者	川田 勇	
6	知識経験者	田口 利一	
7	知識経験者	吉野 守	
8	知識経験者	成塚 道夫	副会長
9	知識経験者	長谷川 好一	
10	人権擁護委員	田島 初男	
11	人権擁護委員	橋本 久江	
12	民生委員	小澤 正道	
13	教育長	野原 晃	
14	市立小中学校長	松葉 友子	
15	市立小中学校長	篠田 かなえ	

熊谷市同和行政基本方針改正(案)

I 基本方針改正の趣旨

「同和問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。」という同和对策審議会答申を受け、1969(昭和44)年に「同和对策事業特別措置法」が施行されて以来、数次の法の変遷を経て、同和問題の解決のため諸施策が講じられてきましたが、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(以下「地対財特法」という。)が、2001(平成13)年度末をもって失効し、国の特別措置法をよりどころとしていた同和行政は、大きな転換期を迎えました。

このような中、熊谷市、大里町、妻沼町、江南町は、「同和問題は、憲法で定める基本的人権にかかわる重要な問題であり、特別措置法終了後も引き続き残された課題解決に向け、積極的に必要な施策を講じる必要がある。」という認識の下、2003(平成15)年3月に「人権・同和行政基本方針」又は「同和行政基本方針」をそれぞれ策定し、諸施策を推進してきました。

さらに、熊谷市、大里町、妻沼町が2005(平成17)年10月1日に合併し、「新熊谷市」として旧市町の基本方針を統合し、引き続き同和問題の解決を早期に図るため改めて熊谷市同和行政基本方針を策定しました。

その後、2006(平成18)年に一部改正、2007(平成19)年には江南町の編入に伴い、江南町同和行政基本方針を廃し、統合するとともに一部を改正、さらに2013(平成25)年に当時の社会情勢の変化に対応するため一部を改正しました。

また、2016(平成28)年には、現在もなお部落差別が存在するとして、部落差別のない社会を実現するために、国及び地方公共団体の責務を明確にした「部落差別の解消の推進に関する法律(以下「部落差別解消推進法」という。)が施行され、さらに2022(令和4)年7月には、図書等の公表や流布、インターネットを利用した情報の提供、結婚や就職に際しての身元調査、土地建物等取引対象から除外するための調査など部落差別の禁止事項を明確にした「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」(以下「埼玉県部落差別解消推進条例」という。)が施行されました。

このような状況の中、今回、2013(平成25)年の基本方針の改正から10年が経過し、この間の社会情勢の変化や、2022(令和4)年3月に改定された埼玉県人権施策推進指針(第2次改定)と、これまでの同和行政の取組の成果や課題を踏まえて、改正を行いました。

II これまでの成果と課題

本市においては、同和問題の早期解決を市政の重要課題と位置付け、国、県の補助金を活用しながら諸施策を実施してきました。

各分野を個別に総括すると、初めに生活環境の改善を初めとする物的事業については、道路整備、排水路整備、児童公園整備及び上水道整備等により一定程度の成果を上げてきました。これによって、生活環境の格差が差別を生む状況は、ほぼ解消されており、心理的差別の解消にも一定の効果をもたらしました。

今後も整備未了の箇所を含め、引き続き環境改善対策を推進していく必要があります。

また、住宅対策では住宅新築・改修資金の貸付が行われ、住宅の改善は進みましたが、貸付金の償還が滞っているケースがあり、引き続き償還指導を行っていく必要があります。

次に、教育・啓発事業については、教職員研修、児童生徒教育、市民啓発等様々な手法を用いた各種施策を実施してきました。また、集会所(19箇所)及び隣保館(1箇所)を建設し、教育文化の向上と周辺地域住民との交流活動が図られました。

このように差別解消に向け各種の施策に取り組んできましたが、現在においても同和問題に対する差別意識は、様々な差別事象や、戸籍の不正取得、不適切な身元調査等を引き起こす原因となっています。

2021(令和3)年度に市内に居住する成人を対象に実施した「人権に関する意識調査」では、部落差別解消推進法を「知らない」と回答した人が58.4%、結婚や就職時の身元調査を「当然のこと」「ある程度は仕方がない」と回答した人が61.6%、住宅や生活環境を選ぶ際に同和地区を「避ける」「どちらかといえば避ける」と回答した人が39.3%であることから、同和問題に関する正しい認識を持てるよう人権教育・啓発を推進していく必要があります。

また、身元調査、同和地区の土地建物調査に関しては、戸籍等の不正取得を防止するための「事前登録型本人通知制度」への利用・登録や宅地建物取引人権ガイドライン^(※1)の周知を図るなど啓発活動を今後も継続的に行っていく必要があります。

次に、社会福祉の増進については、人権保育所の建設運営により乳幼児の健全育成及び保護者の子育て意識の向上を図るとともに、保護者の就労支援が促進されました。

今後も人権保育を通して、子供たちが将来にわたって思いやりと協調性にとみ、いじめや差別を生まない、お互いの人権を尊重し合えるような人間としての資質を養うことが必要です。

次に、産業対策については、農道整備、かんがい排水、共同園芸施設などに国・県の補助事業を積極的に導入し、農業の基盤整備と近代化を図ってきました。

しかし、昨今の農業を取り巻く環境は、安価な輸入農産物の流通や生産コストが上昇し農業所得が減少していることなどから、後継者不足と農業従事者の高齢化が深刻な状況にあります。

また、商工業にあっても、中小企業者に対して市の中小企業融資制度により育成に寄与してきましたが、長引く景気低迷の影響を受け、総じて厳しい状況です。

このことから、今後も、経営相談や融資制度、技能取得などの情報提供を充実する必要があります。

次に、近年では、インターネット上で、同和地区の所在地や写真掲載など、差別や偏見を助長する書き込みが多くなっていることから、インターネット差別書き込みモニタリング事業

を実施しており、引き続き差別書き込みへの対応に取り組んでいく必要があります。

(※1) 宅地建物取引業に携わる皆さんへ～宅地建物取引における人権問題について～(埼玉県、公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会埼玉県本部)

Ⅲ 同和行政の基本認識

日本国憲法は、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と規定しています。

同和問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、憲法によって保障された基本的人権にかかわる重要な課題です。その早急な解決こそ国及び地方公共団体の責務であり、同時に国民的課題です。

本市においても、こうした基本認識の下に、同和問題の解決を市政の重要課題として位置付け取り組んできた結果、同和地区内外の諸格差は大きく是正され、人権尊重意識も一定の広がりを持つなどの成果を上げてきました。

しかしながら、いまだに差別意識が存在するなど、教育・啓発などの分野で課題が残されている状況です。

2001(平成13)年度末をもって地対財特法は失効し、特別措置法に基づく同和対策が終了しましたが、2000(平成12)年には、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律が施行され、2002(平成14)年には、人権教育・啓発に関する基本計画が策定されました。さらに2016(平成28)年には、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別のない社会を実現することを目的に、部落差別解消推進法が施行されました。

また、2002(平成14)年に策定された埼玉県人権施策推進指針が2012(平成24)年3月及び2022(令和4)年3月に改定され、引き続き同和問題を重要な人権課題として施策を積極的に取り組んでいくことが明示されています。

さらに2022(令和4)年7月に埼玉県部落差別解消推進条例が施行され、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することとしています。

こうした経緯からも、引き続き同和問題の早期解決に向けて、同和問題の固有の経緯等を十分に認識し、あらゆる差別の解消につなげていけるよう広がりを持って、さらに国際的な人権尊重の潮流、国内における人権尊重社会の実現に向けての取組などを踏まえて、積極的に施策を推進していくことが求められています。

Ⅳ 今後の同和行政の基本的方向

1 基本方針

本市は、同和問題を人権問題という本質から捉え、これまでの同和問題解決への取組をあらゆる人権問題の解決に広げていく視点をもって、真に人権が尊重されるまちづくりを目

指します。

(1) 同和行政の位置付け

同和問題を人権問題という本質から捉え、人権行政の重要な柱として位置付けて取り組むに当たり、その解決は、全市民的課題であることを再認識し、行政はもとより市民一人一人が同和問題を正しく理解し、認識を深めるとともに、行政、市民、民間運動団体等が果たすべき役割を明確にし、それぞれの役割を遂行する中で相互に連携し、同和問題の解決に取り組みます。

(2) 教育・啓発を中心にした取組

同和問題に関する差別意識の解消のために教育・啓発の果たす役割は極めて重要です。

今後においても、引き続き同和問題についての正しい理解と認識を深めるための同和教育及び啓発を推進するとともに、個人の基本的人権の尊重という普遍的視点からの教育及び啓発も併せて推進することにより、人権意識の高揚を図り、様々な差別意識の解消に広がっていきます。

また、これまでの成果を覆す、「えせ同和行為^(※2)」については、関係機関と連携を図りながら、市民への啓発を研究し、排除に向けた対策を一層推進します。

(※2) 企業や行政機関等に対して、同和問題を口実として行われる不法、不当な行為や要求をすること。

(3) 法・条例を踏まえた取組

部落差別解消推進法及び埼玉県部落差別解消推進条例を踏まえ、国及び県等と連携を図りながら、情報化の進展に伴う状況の変化や地域の実情に応じた施策に取り組むとともに、相談体制の充実や実態の把握に努めます。

2 個別分野の方針

前述の基本方針のもと、同和行政の個別分野の方針は、次のとおりとします。

(1) 教育・啓発の充実

① 学校教育

これまで、学校における同和教育においては同和問題の解決を目指し、差別をなくす生き方のできる児童生徒の育成に取り組んできました。そのためには、児童生徒に同和問題に対する正しい理解と認識を持たせるとともに、これらを支える正しい人権感覚を身に付けさせることが大切であると考え、同和問題だけでなく、子供、女性及び障害者など様々な人権問題にも取り組んできました。

今後も、同和教育は、これまでの実践を通して積み上げられてきた成果を踏まえ、人権教育の中で、発展的な再構築を図っていきます。その際には、同和問題を人権教育の重要な柱として位置付け、全ての人の基本的人権を尊重する生き方のできる児童生徒の育成を目指していきます。

ア 人権教育全体計画及び年間指導計画の中に同和問題を位置付ける。

イ 教職員の人権感覚や指導力の向上を図るため、研修の充実に努める。

ウ 児童生徒の人権についての正しい理解が、日常生活における態度や行動に結びつ

くよう、指導法の工夫改善を図る。

② 社会教育

社会教育における人権教育及び啓発は、学校及び地域の実情を十分把握し、学校教育と社会教育の密接な連携を図っていかなければなりません。

人権を尊重する教育は、学校における人権教育の成果をさらに確かなものとするため生涯にわたって推進し、同和問題を人権教育の重要な柱に位置付け、人権問題解決のための教育及び啓発の実践に努めます。

そのため、市民一人一人が同和問題を初めとする様々な人権問題に関する正しい理解と認識が深められ、人権問題の解消を自らの課題として実践できるよう人権教育の着実な推進を図らなければなりません。

具体的には、集会所指導事業の充実を図るとともに、公民館や各種団体及び企業に対し、同和問題を中心とした人権問題の正しい理解と、人権意識の高揚を図るための研修を積極的に実施していきます。研修に当たっては、各種関係機関、団体、企業との連携を密にしていきます。

ア 市民に人権に関する各種学習機会を提供するとともに、自主的参加が得られるような研修、講座等の学習内容・形態の工夫改善を図る。

イ 企業、市職員を対象とした人権・同和問題啓発研修を行う。

ウ 人権尊重のまちづくりに取り組む地域指導者の養成に努める。

③ 啓発活動

人権啓発イベントの開催、啓発冊子の作成・配布などによる市民や事業者への意識啓発とともに、身元調査に係る戸籍等不正取得の防止のため事前登録型本人通知制度の拡充や同和地区の土地建物調査に関する宅地建物取引人権ガイドラインの周知に努めます。

(2) 地域交流の促進

地域住民の交流を促進することにより、相互理解を深め、真にお互いの人権が尊重される地域社会づくりを目指します。

① 集会所活動等の充実

集会所及び隣保館を拠点とした活動の充実により、地域住民の教育文化向上や周辺地域住民との交流をさらに促進し、同和教育及び社会教育の推進を図ります。

② 人権フェスティバル

地域文化活動の活性化を図り、さらに交流促進を充実させるため、人権フェスティバルの開催に取り組みます。

(3) 人権に関わる相談、救済及び自立支援

真に相談、救済及び自立支援が必要とされる人々に、個々にきめ細かく対応することが重要であり、人権に関わる相談体制、救済及び自立支援について、国の政策動向等にも注目しながら、本市としての対応の在り方を研究していきます。

① 相談

生活相談員による相談を実施し、地域住民の人権に関わる相談や生活上の相談に

応じて関係行政機関と連携を保ちながら助言指導を行い、生活の改善及び向上を図ります。

② 救済

ドメスティック・バイオレンス(DV)^(※3)を初め、様々な人権相談に対する庁内の相談支援体制の充実を図ります。

(※3) 一般的に配偶者や恋人など親密な関係にある(あった)者から振るわれる暴力をいう。

③ 自立支援

自立支援については、各種福祉施策を活用するほか、教育に関連した補助及び貸付制度の活用を図ります。

(4) その他

① 人権保育の推進

子育てに支援が必要な家庭及び地域の実情を十分に把握し、保護者の理解と自覚を高めつつ、子供が健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意します。また、乳幼児の健全な成長と発達を目指し、児童虐待やDVの早期発見と防止を図るとともに、保護者の就労を支援する保育を推進します。

② 生活環境の改善

整備未了の事業については、地元と調整を行いながら、事業の必要性を明確にした上で、対策を講じていきます。

③ 産業支援

ア 農業の支援

本市農業の体質強化を図るため、農地の集積と中核的担い手農家の育成を行うとともに、国・県の助成を受けて農業資本の整備を支援します。

イ 中小企業の育成

中小企業者については、引き続き熊谷市中小企業振興条例に基づき育成・振興を行っていきます。

④ インターネット上の人権侵害情報への対応

インターネット上において同和地区の地名や、差別や偏見を助長するような書き込み等を確認した際には、国(法務局)と連携して適切に対処します。また、インターネットの特性上、本市に限らず全国的な問題であることから、差別行為の防止に向けた有効な法規制を講じるよう県等と連携を図りながら国に働きかけていきます。

⑤ 運動団体との協力体制

同和行政を初め人権施策の実施に当たっては、運動団体との連携は不可欠であり、今後も運動団体との協力関係を維持します。対応に当たっては、「運動団体対応基準2007(平成19)年施行)」に基づき、本市が主体性、公平性、透明性を確保しながら対応します。

⑥ 意識調査の実施

同和教育・啓発の推進に資するため、小学生、中学生、成人、高校生のローテーションで調査対象を変えながら、毎年実施してきた「人権に関する意識調査」を継続します。

⑦ 事業の計画策定・実績報告

年度ごとに同和施策に関する事業の計画を策定するとともに、事業実績の報告書を作成し、将来に向けた施策の展開を図ります。

V 推進体制

1 審議機関

執行機関の附属機関である熊谷市同和対策審議会において、同和対策について専門的に協議していきます。

2 庁内組織

熊谷市人権施策推進委員会を中心に、全庁的に人権問題全般にわたる施策を推進していきます。

3 広域組織

熊谷市及び寄居町で構成する大里郡市同和対策推進協議会において、同和問題を解決するための調査・研究を行います。

4 基本方針の見直し

この基本方針は、関係法令等の施行・改正や社会情勢に変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。

熊谷市人権施策推進指針改正(案)

1 基本的考え方

(1) 指針改正の趣旨

人権は、近代社会の原理として何人にも保障されている基本的な自由と権利であり、日本国憲法においても基本的人権の享有と法の下での平等は基本理念とされています。

国際的な潮流も、国の施策においても人権尊重を重視した考え方が示され、関係施策が推進されていますが、民族、宗教を原因とした地域紛争の存在やドメスティック・バイオレンス(DV)^(※1)、虐待などの人権侵害事件は後を絶ちません。

このような中、国及び地方公共団体は、同和問題を初めとするあらゆる人権課題の解決に向け、国際連合で採択された決議を基に、人権教育のための国連10年行動計画を策定し、各種人権施策に取り組んできましたが、2004(平成16)年に計画期間が終了しました。

一方、熊谷市、大里町、妻沼町では、2005(平成17)年10月の合併を目途に協議に入り、新たな人権施策の指針についても協議を進めました。

以上の背景の下、これまでの人権尊重のための各種取組を生かし、その成果の上に立って、人権意識の普及、高揚を図り、市民一人一人の人権が尊重され、喜びや生きがいを実感しながら生活することができるよう、温かい心のふれあいに満ちた「人権尊重のまちづくり」を目指して、「新熊谷市」誕生に合わせ、熊谷市人権施策推進指針を策定しました。

その後本市においては、2007(平成19)年2月に江南町と合併したほか、社会情勢の著しい変化や、深刻化する女性、子供、高齢者などへの虐待の増加、インターネット上での名誉棄損、東日本大震災及びそれに伴う原子力発電所の事故により、災害時における人権への配慮といった新たな人権問題も顕在化してきました。

そこで2013(平成25)年に新たな人権課題へ対応するため指針の改正を行いました。

その後、2016(平成28)年には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下「障害者差別解消法」という。）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(以下「ヘイトスピーチ解消法」という。）」、「部落差別の解消の推進に関する法律(以下「部落差別解消推進法」という。）」のいわゆる人権三法がそれぞれ施行されるなど、人権問題解決のための法整備が行われました。

しかしながら、今もなお子供や高齢者などへの虐待や障害者、外国人などへの差別や偏見、部落差別など多くの人権課題が存在し、近年では、インターネットの匿名性を悪用した新しい形態での人権侵害や、性的少数者(LGBTQ^(※2))の人権問題のほか、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に関連した差別や偏見など新たな人権問題も発生しています。

このため、これまでの人権施策の取組の成果や今後の課題、2022(令和4)年3月改定された埼玉県人権施策推進指針(第2次改定)を踏まえ、新たな人権課題へ適切に対応するため、本市人権施策推進指針の改正を行います。

(※1) 一般的に配偶者や恋人など親密な関係にある(あった)者から振るわれる暴力をいう。

(※2) レズビアン(同性を好きになる女性)、ゲイ(同性を好きになる男性)、バイセクシャル(同性も異性も好きになる

人)、トランスジェンダー(心と体の性が一致しない人)、クエスチョニング(自分の性について決まっていない人)の頭文字を取った言葉で性的少数者の総称の一つ。

(2) 基本理念

人権施策の基本理念は、「全ての市民が、お互いの人権を尊重しながら共に生きる社会の実現」とします。

①一人一人が個人として尊重される社会

人権とは、全ての人間が生まれながらにして持っている権利で、人間が人間らしく生きていくための、誰からも侵されることのない基本的な権利です。一人一人が尊厳をもったかけがえのない存在として尊重される社会の実現を目指します。

②機会の平等が保障され、一人一人の個性や能力が発揮できる社会

全ての人は平等であって、性別、年齢、障害、社会的身分、門地、民族等によって差別されず、それぞれ一人一人の個性や能力を十分に発揮する機会が確保されている社会の実現を目指します。

③一人一人の多様性を認め合い、共に生きる社会

全ての人がそれぞれの文化や価値観を尊重し、それぞれの人格や個性を認め合い、安心して共に暮らすことができる社会の実現を目指します。

(3) 目標年次

人権施策を推進するためには、長期的視点に立ち、持続的に取り組んでいく必要があることから、おおむね10年間を見通したものとします。

なお、社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

2 施策の推進

(1) 人権教育

人権施策推進指針が目指すものは、人権が当たり前のものとして尊重される社会の実現です。憲法の定める基本的人権の尊重及び世界人権宣言などの趣旨が広く市民に理解され、「人権の確立という普遍的文化」を構築することを目的としたものです。一人一人の人権を尊重する人権の文化を築き上げるためには、広範な場で多様な形態の人権教育を推進していく必要があります。

①学校

これからの教育では、子供たちに「生きる力」をより一層育むことが求められています。

学校教育においては、知識を深めることはもとより、子供たちが、自ら学び自ら考える力を身に付けることが必要です。

このことは、人権教育を推進する上でも重要な視点であり、一人一人の子供の個性を尊重し、人権を中核に据えた学校教育を進めることでもあります。

人権教育の推進に当たっては、子供たちが生涯にわたり人権を尊重し、正しい理解と実践ができるようにするために、社会情勢の変化や地域の実情を考慮し、発達段階

に即して様々な教育活動を通じて行うことが大切です。このような活動を通して、一人一人の人権意識の高揚を図り、豊かな人間性の育成を目指した人権教育を推進していきます。

②行政

行政は、あらゆる機会に、あらゆる人々に人権教育を浸透させる上で中心的役割を果たす機関です。

したがって、そこで働く職員に対する人権教育は、市民に先がけて一層高度な内容で取り組んでいかなければなりません。全ての職員は、その職務を通じて人権を守るという重要な責務を担っていると同時に、人権啓発のリーダーとして、市民の人権意識の高揚に取り組む責務を有しています。

今日の差別の実態から正しく学び、同和問題を初めとするあらゆる人権問題の解決を自らの課題として捉え、資質の向上を図るための日常不断の努力が求められています。

③福祉・医療機関

現在の日本社会の状況は、平均寿命の大幅な伸びと少子化により超高齢社会となっています。これに伴って、私たちの生活に占める福祉、医療等の比重が高まり、これらに関連する業務に従事する人々の数もまた増大すると予想されており、福祉関係者、医療関係者等に対する人権教育は一層重要になります。

このようなことから、ケースワーカー、民生委員・児童委員、保健師、家庭児童相談員、ホームヘルパー、社会福祉施設関係職員等への人権教育の充実を図るとともに、医師会などの医療関係団体と連携して医療関係者に対する人権意識の高揚を図ることが必要です。

④事業所等

事業所等には、社会的な責任や社会貢献が求められています。公正な採用選考や配置・昇進など、事業所内において人権尊重の意識の高い職場づくりや人権を大切にしたい組織づくりが進むよう、事業所等は個々の実情、方針等に応じて、自主的、計画的、継続的に啓発活動を行うことが大切です。

啓発のための研修講師の派遣など、事業所等における人権教育の取組が充実し進展するよう支援します。

⑤市民

市民を対象にした人権教育は、これまで様々な態様で行われてきましたが、市民一人一人が、人権尊重の理念を真に自分のものとして身につけられるように、今後も継続して人権教育を続けていくことが重要です。

このため、市民の理解を得るために、親しみやすく、分かりやすいものとなるように創意工夫を凝らし、多くの人々が自ら研修会や講演会などの機会に参加できるよう努めるとともに、広報誌やパンフレットなどによる啓発を引き続き行います。

⑥家庭

今日、核家族化、高齢化、少子化が進行し、地域での人間関係が希薄化してきてい

ます。このことは家庭や地域の教育機能の低下をもたらしており、子育てについても、近くに相談できる人がいないなど不安を抱える親が増加しています。全ての家庭において生命の大切さや人権を守ることを教えるなど、豊かな人間性を育むための教育ができるよう、相談体制、交流の場及び学習機会の充実を図ります。

(2) 人権啓発

①効果的手法

多くの市民が人権問題に対する正しい理解と認識を深め、差別意識の解消が図れるよう、これまで講演会や研修会、パンフレット等を活用した人権啓発を実施してきました。

今後も、全ての人が様々な場を通じて人権尊重の理念に対する理解を深め、これを実践することができるよう、国、県及び事業所等と連携し、多様な学習機会の提供や効果的な手法の採用など工夫をしながら啓発活動を推進します。

②視聴覚教材

映像ソフトなどの視聴覚教材は、手軽に利用できる人権教育の手段であるとともに、人権問題を視覚的に捉えることができるので、啓発手段として有効なものです。

これらの教材を有効に活用し、効果的な啓発に努めます。

③情報の提供

より多くの市民に対し効率的に周知できるよう、広報誌や人権啓発冊子、情報誌、ホームページ、ソーシャルメディア^(※3)等の様々な媒体を活用しながら、情報提供を工夫していきます。

(※3) インターネットを利用して手軽に情報を発信し、相互のやり取りができる双方向のメディア

(3) 相談機能

市民生活や人権課題に関する相談は、相談窓口を初め、関係行政機関等において広く取り組んでいます。

今後も、市民が人権に関する様々な問題について気軽に相談できるよう、人権擁護委員と連携し、各相談機関の充実や周知を図るとともに、関係職員や相談員の能力の向上に努めます。

(4) 連携・協力

①国・県・近隣市町村

国では、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律に基づき、人権教育・啓発基本計画が策定され、また、埼玉県では、人権施策推進指針(第2次改定)を策定し、関係施策を推進しています。今後も、国・県・近隣市町村と連携し、より効果的な人権施策の推進に努めます。

②民間団体・事業所等

人権の尊重を日常生活の隅々にまで浸透させ人権意識の高揚を図ることは、学校や行政といった公的機関の取組だけでは十分とは言えません。より多くの市民に、人権尊重の理念の重要性について効果的に人権啓発を進めるには、あらゆる部門を通じ推進していくことが重要です。

そのため、民間団体・事業所等の果たす役割が高まっていることから、連携を図りながら人権施策を推進します。

3 課題への対応

(1) 女性

①現状と課題

男女平等に向けて、様々な取組が着実に進められてきましたが、人々の意識には今なお男女の役割に対する固定的な考え方や男性優位の考え方が根強く残っており、真の男女平等を実感できるには至っていません。

一方、今日の社会経済環境の急速な変化に対応し、将来にわたって豊かで活力ある都市として発展するためには、男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、ともに個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現が緊要な課題となっています。

また、近年、DVやストーカー行為、性犯罪・性暴力、セクシュアル・ハラスメント^(※4)など、女性に対する暴力が顕在化、深刻化するとともにインターネット等のメディアによる性・暴力表現などの女性の人権を侵害する情報が増加しています。

女性に対する暴力は、人権問題であり、男女の固定的な役割分担、経済力の格差、上下関係など、今日の社会において男女が置かれている状況等に根ざした構造的な問題であり、男女共同参画社会を実現する上でも克服すべき重要な課題です。

その根絶に向けて、女性の人権尊重の意識を市内全域に根付かせていくことが必要です。

②施策の基本的方向

性別による固定的な役割分担意識を解消し、男女平等意識の普及・定着を図るため、市民及び事業者に対して広報・啓発活動を推進します。

また、女性の人材の育成・発掘に努め、政策・方針決定過程等様々な分野への男女共同参画を促進します。

さらに、DV やセクシュアル・ハラスメント等、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた啓発活動を積極的に展開し、メディアにおける男女の人権、とりわけ女性の人権の尊重に向けた自主的な取組を働きかけるとともに、被害者が相談しやすい環境を整備します。

ア 男女平等意識の啓発

イ 女性の登用の促進

ウ 労働の分野への男女共同参画の促進

エ 女性に対するあらゆる暴力の根絶

オ 相談体制の充実

(※4) 他の者を不快にさせる職場における性的な言動

(2)子供

①現状と課題

子供を取り巻く環境は、少子化、核家族化の進行、価値観の多様化、情報化の進展など大きく変化しており、子供をめぐる問題も複雑・多様化しています。特に最近では児童虐待やいじめ、有害情報の氾濫や性の商品化などが大きな課題となっています。

課題解決のためには、大人は子供を一人の個人として認め、その意見を尊重して子供にとっての最善の利益を考える意識を持つこと、そして子供自身も、自分に誇りと自信を持ち、それぞれの個性を認め尊重する意識を育むことが必要です。

そのために、大人が子供の意見を幅広く受け止める環境の下、子供が自由に自分の意見を言い、相手の意見を尊重しながら、お互いの関係を新しい次元に高めていくような体験を積むことが求められています。

さらに、子供は経験を通して成長していきますが、社会との関わり合いが未熟なため、その成長の過程の中で、適切な人間関係をうまく形成できないこともあります。子供が悩んだときに気軽に相談することができ、失敗の体験はその後に生かせるようなアドバイスを行い、子供がくじけることなく自信をもって生きていけるような支援体制を整備することも必要です。

特に児童虐待の問題においては、子供だけではなく虐待の加害者である大人も深く傷つきます。虐待に苦しむ子供を救うためにも、子供のみならず大人の心の痛みも理解し、立ち直りを支援していくことが必要です。

そのためには、学校や幼稚園、保育所、認定こども園、児童相談所、警察、保健所、医療機関などの関係機関と連携し、児童虐待の防止・早期発見を図ることが重要です。

また、近年、貧困に悩まされている子供の数が多く問題になっています。子供の貧困問題は、経済的な貧困のほか、安心して過ごせる居場所がなく、孤立してしまうという心の貧困という困難も生み出す可能性があります。様々な貧困を抱える子供を支援するために、よりに子ども食堂や学習支援教室など子供の居場所づくりが求められています。

②施策の基本方向

子供たちが自尊心をもって自己を確立していくことができるよう、学校・家庭・地域社会が連携して、発達段階に応じた取組を行い、健やかに成長できるよう計画的に推進することが必要です。

- ア 子供の人権の尊重
- イ 子供が健やかに成長できる環境の整備
- ウ 子育て支援の充実
- エ 児童虐待の防止・早期発見
- オ 子供の貧困対策

(3)高齢者

①現状と課題

我が国の現状は、平均年齢の大幅な伸びや少子化などを背景として、人口の4人に

1人が65歳以上の高齢者となっています。こうした状況の中、明るく活力ある高齢社会を実現するためには、高齢者が健康で生きがいを持ち、安心して暮らせることが重要です。

高齢者の状況は、性別、健康状態、家族構成、住居その他に応じて多様ですが、高齢者の多くは社会的にも十分活躍することができることから、積極的に社会活動に参加できるような環境づくりが必要となっています。また、誰もが活動しやすいよう、公共交通機関や道路、公園、公共建築物、住宅等生活環境のバリアフリー化の推進も必要となっています。

また、核家族化の進行や生活様式の多様化などにより、家庭や地域において若い世代と高齢者がふれあう機会が減少したため、若い世代が、高齢になった両親等と同居することに不安を抱いたり拒否したりすることがみられます。

このため、子供たちや若者が、高齢者に自然に接することができ、お互いが理解しあい、お互いを思いやれるような温かい福祉の心を育むことが大切です。

さらに、高齢化の一層の進行に伴い、寝たきりや認知症、虚弱となり介護や支援を必要とする高齢者が急速に増えることが見込まれ、しかも、介護が長期化・重度化しています。

これらの要介護者を抱える家族の心身の負担は非常に重くなっており、介護疲れの結果、家族の人間関係が損なわれ、介護を必要とする高齢者に対する虐待や介護が放棄されたりする事態が生じています。

このような高齢者の人権を侵害するような状況を防止し、高齢者を支援していくとともに、福祉サービスの利用において自己決定の尊重を図るためには、高齢者の人権に配慮した社会づくりを推進するとともに、高齢者の権利を守るための仕組みが必要となっています。

②施策の基本方向

高齢者が住み慣れた地域や家庭の中で安心して暮らせるよう、自立と支援の両面から捉え、健康増進と生きがいづくりを推進し、さらに、援護を必要とする高齢者に対しては在宅福祉施策等を充実していくことが必要です。

ア 社会参加の促進

イ 生きがい活動の促進

ウ 要介護高齢者への施策

エ 高齢者について正しく理解するための教育・啓発

オ 福祉のまちづくりの推進

(4)障害のある人

①現状と課題

これまでの取組を通して障害者への理解が広がっていますが、偏見や差別意識等によるこころの障壁、建物や歩道の段差などの物理的な障壁、資格・免許などの制度の障壁、文化・情報面での障壁など、多くの障壁が指摘されています。

これらの障壁を取り除き、障害のある人もない人と同様に基本的人権を享有する個

人として尊重されるよう、人権擁護施策を推進する必要があります。

国では、2016(平成 28)年、障害の有無によって分け隔てなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とする、「障害者差別解消法」を施行しました。

障害及び障害のある人に対する正しい理解と認識を育むために、啓発活動とともに、学校、地域社会、家庭、職場など様々な場において、教育を推進していくことが重要です。また、実際に障害のある人との交流・ふれあいを深めるための様々な場を充実する必要があります。

障害のある人が、可能な限りその適性と能力に応じて就労の場に就き、職業を通じて積極的に社会経済活動に参加し、安定した生活と生きがいを見いだしていくことは、自立と社会参加の促進において重要な要素です。

しかしながら、経済的な自立を一層高めるための就労については、障害のある人の特性や能力に対する事業者の理解が不十分であることから、障害者雇用率が低い状況にあり、雇用の確保が課題となっています。

また、障害のある人が住み慣れた地域において、安心して自立した生活を営んでいくためには、自立した家庭生活、社会活動の基盤となる円滑・安全な移動の確保、住宅の整備など、住み良い生活環境の整備が必要となっています。

②施策の基本方向

障害のある人を特別視することなく、ノーマライゼーションの理念を広く社会に定着させ、バリアフリーの社会を目指して取り組み、障害のある人に対する正しい理解と認識を深め、全ての人々がともに地域社会を構成する一員であることを基本に据えた教育・啓発活動を進めていくことが必要です。

- ア 社会参加の促進
- イ 福祉サービスの充実
- ウ 福祉教育の充実
- エ 心のバリアフリーの推進
- オ 障害者雇用の促進
- カ 福祉のまちづくりの推進

(5) 同和問題

①現状と課題

1969(昭和 44)年に「同和对策事業特別措置法」が制定されて以来、2002(平成 14)年 3 月までの 33 年間にわたる各種施策の実施により、生活環境等の実態的差別については、一定程度の改善が図れたところです。心理的差別の解消についても、これまでの教育・啓発の推進により、人権意識の高揚が図られ、解消に向けて着実に歩みを進めています。しかし、人々の観念や意識の内に潜在している差別意識については、いまだに残されているのが実態であり、近年ではインターネット上に同和地区の所在地情報や差別を助長するような内容の書き込みが行われるなどの問題が発生しています。また、結婚、就職、交際などにおける不合理な偏見による差別意識は、戸籍謄

本等の不正取得や不適切な身元調査、不公正な採用選考等の問題を引き起こす要因となっています。この差別意識の解消が同和問題の解決にとって重要課題となっています。

2016(平成 28)年度には、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別のない社会を実現することを目的とした「部落差別解消推進法」が施行され、2022(令和 4)年には、図書等の公表や流布、インターネットを利用した情報の提供、結婚や就職に際しての身元調査、土地建物等取引対象から除外するための調査など部落差別の禁止事項を明確にした「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」が施行されました。

2021(令和 3)年に市内に居住する成人を対象に実施した「人権に関する意識調査」では、「同和問題(部落差別)が残っている」「少し残っている」と答えた人が 65.5%となっています。

また、同和問題の解決にとって、大きな阻害要因となっている「えせ同和行為」は、これまで、行政や民間運動団体が行ってきた啓発の効果を覆すものであり、市民に対し同和問題に対する誤った意識を植え付ける大きな原因となっています。

今日の国際的な人権尊重意識の高まりの中で、同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、同和問題の解決のために、引き続き教育・啓発を通じ、市民一人一人の人権意識の高揚を図るとともに、自らの課題として、差別解消に向けて努力を重ねていくことができるよう、教育・啓発の推進が必要です。

②施策の基本方向

2002(平成 14)年に特別措置法が終了したのち、同和行政基本方針及び人権教育推進プランを定めましたが、それぞれの基本方針に基づき、残された課題の解決を目指します。

- ア 学校における同和教育の推進
- イ 社会教育における同和教育の推進
- ウ 同和問題の啓発の推進
- エ 研修の充実
- オ 相談体制の充実
- カ インターネット上の人権侵害情報の対応
- キ 人権団体等との連携

(6)外国人

①現状と課題

日本は、基本的人権を国際的に保障した「国際人権規約」を 1979(昭和 54)年に批准し、1995(平成 7)年には、「人種差別撤廃条約」も批准しています。

日本が将来にわたり活力ある社会を維持していくために、日本人と外国人がそれぞれの立場を理解し、共存、共栄を図っていく「多文化共生」の考え方が重要になっています。2016(平成 28)年に、「ヘイトスピーチ解消法」が施行されたことなども踏まえ、外国人住民とともに地域を支えるパートナーととらえ、日本人住民と外国人住民がともに

安心して暮らせる環境整備が必要です。

さらに2017(平成29)年度に「技能実習制度」の改正及び2019(平成31)年度に新たな残留資格「特定技能」の創設等を行い、今後、一層の外国人住民の増加・多国籍化が見込まれています。

②施策の基本方向

様々な異なる文化に対して、広く理解を示す心を育てるとともに、世界人権宣言や国際人権規約の理念である「すべての人間は平等」の趣旨を踏まえ、この精神の普及のための啓発活動を初めとして国際化の進展への対応が必要です。

ア 国際理解の推進

イ 多文化共生社会の推進

(7)HIV・ハンセン病・新型コロナウイルス感染者等

①現状と課題

HIVは日常的な接触では感染しないものの、HIV感染者・エイズ患者については、病気や感染経路に対する知識不足や偏見から、医療現場や職場など様々な場面での人権侵害が発生しています。

ハンセン病は、1907(明治40)年に制定された「らい予防法」による隔離政策により怖い病気と誤解され、患者本人や家族は差別や偏見を受けてきました。なお、「らい予防法」は1996(平成6)年に廃止されています。

また、2020(令和2)年に国内で初めて陽性者が確認された新型コロナウイルス感染症の問題では、拡大に伴い、陽性者のみならず、医療従事者を初めその家族などに対する差別的取扱いや言動が問題になりました。さらに、ワクチン接種の強制や接種しないことに対する不当な扱いや差別行為も発生しました。

②施策の基本方向

感染者や家族等の人権に十分配慮し、関係機関と連携を図りながら、感染症に対する正しい知識の教育・啓発活動を進めていくことが必要です。

ア 正しい知識の普及・啓発

イ 相談・支援体制の充実

(8)インターネットによる人権侵害

① 現状と課題

パソコンやスマートフォン、タブレット端末等の普及により、インターネットを活用した情報の収集や発信、ネットを通じた人とのコミュニケーションが容易になり、私たちの生活は飛躍的に便利になりました。

しかし、情報発信のたやすさや匿名性を悪用し、他人に対する誹謗中傷や差別を助長する情報が掲載されるなどの人権侵害が発生しています。

また、子供や青少年が違法薬物や性被害などに巻き込まれるケースや同和問題、外国人、LGBTQなどに関する差別的な書き込み等も深刻な問題となっています。

② 施策の基本方向

インターネットを利用するに当たってルールやマナー、個人のプライバシーなどに関

して正しく理解するための教育・啓発活動に取り組むことが必要です。

また、インターネット上に差別的な書き込み等を確認した場合は、県や関係団体等と連携し、国(法務局)へ削除要請するなどの対応をします。

SNS^(※5)や電子掲示板などを利用した「ネットいじめ問題」の解決に向けて、相談・支援事業の推進が必要です。

ア インターネットによる人権侵害を防止するための教育・啓発

イ インターネット上の差別書き込みへの対応

ウ 相談・支援体制の充実

(※5) 登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービス

(9)災害時等における人権への配慮

①現状と課題

2011(平成 23)年 3 月 11 日に発生した東日本大震災及びそれに伴う原子力発電所の事故により被害を受けた人たちが、根拠のない思い込みや偏見で、原発事故による避難者がホテルでの宿泊を拒否されたり、小学生が避難先の小学校でいじめられたりする人権侵害が起きました。避難所においては、プライバシーが保護されないという問題のほかに、高齢者、障害のある人、子供、外国人などや女性の避難所生活での配慮が課題となりました。

②施策の基本方向

その後も、毎年のように各地で地震や豪雨などの自然災害が発生しています。災害時においても、全ての人の人権が適切に守られるよう、市民一人一人が人権に配慮することについて、関心と認識を深めることが必要です。

ア 啓発活動の推進。

イ 災害時の対応

(10)性的少数者(性的マイノリティ)

①現状と課題

2020(令和 2)年度に埼玉県が実施した多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査によると、LGBTQに代表される性的マイノリティの割合は、約 3.3%を占めており、性的マイノリティではないものとして振る舞わなければならなかったり、偏見に基づく差別的言動を見聞きしたりするなど、多くの当事者が生きづらさを感じています。

本市では、2022(令和 4)年 4 月に、思いやりのある心豊かな人権尊重社会の実現を目指すという「熊谷市人権尊重都市宣言」の理念に基づき、性的少数者の自由な意思を尊重するため、「パートナーシップ宣誓制度」を開始しました。

また、2022(令和 4)年 7 月には、全ての人の人権が尊重される社会の実現を目指し、「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」が施行されました。

②施策の基本方向

性の多様性の理解を進め、お互いの個人の性を尊重し、偏見や差別が生じないよう、当事者の存在や困難な状況などについて正しい理解促進に取り組むとともに、性的マイノリティの人権が保障され安心して生活できる環境づくりを進めます。

ア 正しい理解の促進

イ 啓発活動の推進

(11) 様々な人権

これまで述べてきた 10 項目の「重点的に取り組むべき分野別の人権課題」のほかにも、次のような様々な人権課題が存在しているため、引き続きこれらに対する教育・啓発活動等を推進します。

① アイヌの人々

アイヌ民族は、自然と共生しながら、様々な固有の文化を育んできました。しかし、明治以降、近代化が進められ、生活の基盤と文化が奪われ、アイヌ民族であることを理由として、結婚や就職などで様々な差別を受けるなどの問題が依然として存在しています。

このため 1997(平成 9)年、アイヌの人々の民族性を認め、アイヌ文化の振興を図るため「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が施行されたほか、2019(令和元)年には、従来の文化振興や福祉政策に加え、地域や産業の振興などを含めたさまざまな課題の解決を目的に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行されました。

② 犯罪被害者やその家族

犯罪被害者やその家族は、直接的な被害だけではなく、被害後に生じる(精神的ショック、経済的負担増、捜査過程での精神的負担、マスコミによる取材報道ストレスなど)問題に苦しめられています。

本市では、2020(令和 2)年、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に推進し、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができる地域社会の実現に寄与することを目的に「熊谷市犯罪被害者支援条例」が施行されました。

③ 北朝鮮当局による拉致問題

2002(平成 14)年 9 月に行われた日朝首脳会談において、北朝鮮(朝鮮民主主義人民共和国)は拉致について国家的関与を認めて謝罪し、2004(平成 16)年までに政府が認定した拉致被害者 17 人のうち拉致被害者 5 人と家族 8 人の帰国が実現しました。

2008(平成 20)年の日朝実務者協議で、日本の制裁措置の一部解除を条件に、北朝鮮は拉致被害者の再調査を約束しましたが、その後実行されないままとなっています。

県内においても、国が拉致被害者として認定した方や拉致の可能性を排除できない失踪者など、多数の方々の存否がいまだに確認されていません。

④ 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人やその家族に対する地域社会からの偏見や就労の問題、住居の確保など、社会復帰を目指す人たちにとって現実には厳しい状況にあります。

⑤ ホームレス

野宿生活者その他安定した居住の場所を有していないホームレスは、就業の機会

や住居の確保が難しく、偏見や差別のほか暴力を受けるなどの問題が生じています。

⑥ハラスメント^(※6)

職場など様々な場面において、相手に不快感や不利益を与え、その尊厳を傷付ける言動が問題になっています。職場でハラスメントが起きた場合、労働者の働く意欲の低下や心身の不調、能力発揮の阻害などの問題を引き起こします。

(※6) 人に対する「嫌がらせ」や「いじめ」などの迷惑行為

⑦ケアラー・ヤングケアラー^(※7)

高齢化社会が進む中、介護を担うケアラーが増加しています。ケアラーがケアするのは、高齢者のほか障害のある方や難病患者の方、医療的ケアを必要とする子供など広範囲にわたります。親や配偶者等の介護、子供やきょうだいの世話・家事などを担うケアラーには心身ともに大きな負担がかかっています。

また、ヤングケアラーと呼ばれる18歳未満の子供が、家事や家族の世話・介護などを日常的に行うことにより、学業や就職などに支障が生じるケースが見受けられます。

(※7) 本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子供

⑧その他

アルコール・薬物・ギャンブル等依存症や非正規雇用等による生活困窮者、性的搾取・強制労働等を目的とした人身取引などの人権課題があります。

4 推進体制

この指針に基づく施策を効果的、効率的に実施することを目的として、庁内に関係所属長からなる熊谷市人権施策推進委員会を組織して、この指針の趣旨を十分踏まえ関係施策を推進します。

また、人権施策の推進状況については、毎年度検証を行い、その結果を施策の推進に反映させるよう努めます。